

## 令和2年第11回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月26日（月）  
午後3時30分から午後5時00分
2. 開催場所 西彼農村環境改善センター 2階研修室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（19人）

|      |      |    |     |      |    |    |      |    |    |
|------|------|----|-----|------|----|----|------|----|----|
| 会 長  | 1 番  | 岩崎 | 信一郎 |      |    |    |      |    |    |
| 会長代理 | 2 番  | 松本 | 千代治 |      |    |    |      |    |    |
| 委 員  | 3 番  | 山口 | 隆   | 4 番  | 谷脇 | 文弘 | 5 番  | 松崎 | 常俊 |
|      | 6 番  | 津口 | 祐二  | 7 番  | 岸本 | 六郎 | 8 番  | 白石 | 幸憲 |
|      | 9 番  | 福田 | 務   | 10 番 | 葉山 | 諭  | 11 番 | 瀬川 | 洋子 |
|      | 12 番 | 浦口 | 大輔  | 13 番 | 辻尾 | 政幸 | 14 番 | 朝長 | 久夫 |
|      | 15 番 | 宮崎 | 壽治  | 16 番 | 水嶋 | 政明 | 17 番 | 葉山 | 静子 |
|      | 18 番 | 知念 | 近海  | 19 番 | 田中 | 初治 |      |    |    |

### 5. 欠席委員（0人）

### 6. 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第49号 西海農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第50号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第51号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
- 議案第52号 非農地通知の対象とするものの決定について

報告事項 農地の転用事実に関する照会について  
転用許可不要案件届出について

### 7. 事務局 事務局長：谷口雄二 局長補佐：神浦真吾 主任主事：本田美春

### 8. 会議の概要

事務局 只今から令和2年西海市農業委員会第11回総会を開会いたします。  
出席委員は在任委員19名中19名で、定足数に達しておりますので総会  
は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、12番：浦口委員、13番：辻尾委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。  
それでは、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第46号農地法第3条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は3頁となります。物件は西彼町平原郷字膳勢羅、字樋ノ口、字烏岳の田3筆、畑3筆・計6筆・7,765㎡の申請となっております。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、贈与による所有権移転、相続登記により譲り渡し人名義となった申請地について、譲り受け人へ贈与を。権利種別は「所有権移転・贈与」となっています。譲り渡し人が相続で所有した農地について、実際に耕作を行っている譲り受け人に対し、贈与による所有権移転の登記をおこなうため、今回の申請に至ったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっております。関係資料は2頁及び4頁から15頁までで、2頁に位置図、4頁に付近状況図、5頁から7頁に現況写真、8頁から12頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。13頁から15頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から0.5kmから2kmの範囲にあり、車で1分から約5分以内に位置するという状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

3 番            1 番について、先日地区担当の推進員と譲り受け人と一緒に、現地を見て来ました。今回の申請地は、立派に整備されており問題ないと思われます。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

議 長            ただ今議案第 46 号の 1 番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長            次に 2 番について、本案は、18 番委員が本人に代理している農地の、権利の移転の審議に該当する事案ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。説明をお願いします。  
事務局、説明をお願いします。

事務局           「2 番」を説明いたします。資料は 16 頁となります。物件は西彼町下岳字前田の田・計 1 筆・429 m<sup>2</sup>の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、中間管理事業で譲り受け人が借り受け耕作してきた土地で、譲り渡し人の要望により売買による所有権移転を行うもの。となっています。権利種別は「所有権移転・売買」となっています。譲り受け人が耕作していた申請物件について、譲り渡し人から売買の相談があり合意に至り中間管理事業の合意解約手続きを経て、今回の申請手続きに至ったと聞いております。

農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 2 頁及び 17 頁から 20 頁までで、2 頁に位置図、17 頁に付近状況図を添付しています。18 頁に現況写真、19 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。20 頁に航空

写真を添付しています。赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅と市道を挟んでの斜め前のところにあり、徒歩で1分以内という状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 1 番            2番について、先日地区担当の推進委員と現地確認を行いました。この売買の件ですが、この土地は譲り受け人の自宅のすぐそばにあり、申請事由のとおりです。譲り受け人は農業を熱心にされている方なので、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長            ただ今議案第46号の2番について説明がありました。  
                  これより質疑に入ります。  
                  皆さんから何かご意見等ございませんか。  
                  《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。  
                  《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。  
                  よって、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。  
                  ここで18番委員は入室・着席をお願いします。

議 長            次に3番について説明をお願いします。

事務局           「3番」を説明いたします。資料は21頁となります。資料に追記をお願いします。21頁の右側の農作業経験年数の欄が空白となっておりますが「60年」と記載をお願いします。物件は西海町横瀬郷字辻尾の畑・計1筆・86㎡の申請となっております。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、譲渡の理由：長年、譲り受け人が耕作してきた土地であったが、登記名義は譲り渡し人となっており、交渉を行っていた。今般合意が整い譲り渡し人の要望により贈与による所有権移転を行うものとなっております。権利種別は「所有権移転・贈与」となっております。譲り渡し人が登記名義人となっていた申請物件について、実質的に管理をしている譲り受け人への名義変更

について申し入れを行ってきた結果、ようやく合意に至り、贈与による所有権の移転を行うこととなったため、今回の申請手続きに至ったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっております。関係資料は2頁及び22頁から25頁までで、2頁に位置図、22頁に付近状況図を添付しています。23頁に現況写真、24頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。25頁に航空写真を添付しています。赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅の北側に位置するところにあり、徒歩で1分以内という状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 3 番            3番について、現地は譲り受け人の自宅のすぐ上になります。名義が譲り受け人に変わっていない事を知らずに、何十年も耕作していたようです。交渉をした結果、合意が整い今回の申請になったようです。よろしくお願いします。

議 長            ただ今議案第46号の3番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。  
よって、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」の3番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長            次に4番について説明をお願いします。

事務局           「4番」を説明いたします。資料は26頁となります。物件は西彼町白似田郷字峯岳の畑・計2筆・1,346㎡の申請となっております。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、経営規模拡大のため贈与契約。申請者は親戚関係にあるため、地元で営

農している譲り受け人に申請地を耕作してもらう。となっています。権利種別は「所有権移転・贈与」となっています。譲り渡し人が相続した所有地を親戚関係にある譲り受け人に贈与し耕作してもらうこととなったため今回の申請手続きに至ったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は2頁及び27頁から30頁までで、2頁に位置図、27頁に付近状況図を添付しています。28頁に現況写真、29頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。30頁に航空写真を添付しています。赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から100m以内の位置にあり、徒歩で約1分以内という状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

3 番            4番について、先日現地を確認しに行ってきました。譲り受け人は落葉果樹を作っておられます。規模拡大のための今回の申請ということで、問題ないと思われれます。審議よろしくをお願いします。

議 長            ただ今議案第46号の4番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。  
よって、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」の4番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長            次に5番について説明をお願いします。

事務局           「5番」を説明いたします。資料は31頁となります。物件は西海町横瀬郷字丸山の畑・計1筆・391㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、経営拡大のための売買契約申請地は実家の近くの土地で長年荒れていた。今

後も耕作しないとのことから譲渡について相談し、合意に至ったためとなっています。権利種別は「所有権移転・売買」となっています。長年荒れていた申請物件について、今後の利用意向を聞いたところ耕作など活用する計画もないことから、譲り渡し人へ譲渡について相談したところ譲渡してもよいとなったことから、今回の申請手続きに至ったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は2頁及び32頁から35頁までで、2頁に位置図、32頁に付近状況図を添付しています。33頁に現況写真、34頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。35頁に航空写真を添付しています。赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の実家の西側に位置するところにあり、実家から徒歩で1分以内という状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

13番            5番について、現地は譲り受け人の家のすぐ後にあります。今は荒れていますが、野菜を作るということで売買に至ったと聞いています。よろしくお願いします。

議 長            ただ今議案第46号の5番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。  
よって、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」の5番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長            次に議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番について事務局より説明を求めます。

事務局           議案第47号農地法第4条の規定による許可申請について「1番」を

説明いたします。資料は 36 頁になります。土地の所在が西海町横瀬郷字立石の畑・計 1 筆・641 m<sup>2</sup>で利用状況は普通畑となっています。申請地の地番・地目・地籍・申請人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は議案書記載のとおりで「自宅の老朽化に伴い新築したい」となっています。木造平家建の農家住宅 73.70 m<sup>2</sup> 1 棟を予定しています。添付資料は、37 頁から 44 頁までで、37 頁に位置図、38 頁に付近状況図、39 頁に字図、40 頁に現況写真、41 頁に航空写真を添付しています。42 頁に被害防除計画書、43 頁に配置計画図、44 頁に平面図、立面図を添付しています。42 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置として雨水等が流出しないよう溜枡を設置し被害発生を防止する。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置、被害の恐れがない理由として、周辺農地とは段差があり、日照・通風・耕作等に影響を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は下水道処理となっています。建物の高さを加減する。工期は令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日を予定しています。農地区分について、申請地は里道や宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 3 番            1 番について、現地は現在建っている倉庫、自宅等が老朽化しており、新しく農家住宅を建てたいということです。周辺の農地には、影響はないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長            ただ今議案第 47 号の 1 番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 47 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 番については、許可相当といたします。

議 長            次に議案第 48 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の



1 番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第 48 号農地法第 5 条の規定による許可申請について「1 番」を説明します。

本件は本日、申請が取り下げとなりました。後日改めて申請手続きを行いたいとのことです。

議長 それでは、2 番について説明をお願いします。

事務局 2 番を説明します。資料は 56 頁になります。物件の所在は、大瀬戸町多以良内郷字大ノ山の田 1 筆、532 m<sup>2</sup>、有効面積 456.98 m<sup>2</sup>で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。使用目的・移転の事由は議案書記載のとおりで、「住宅」と「申請地を敷地として、譲り受け人の専用住宅を建築する」となっています。権利種別は所有権移転売買となっています。木造ガルバニウム鋼板葺き平家建の住宅建築を予定しています。添付資料は、45 頁および 57 頁から 64 頁まで、45 頁に位置図、57 頁に付近状況図、58 頁に現況写真、59 頁に字図、60 頁に航空写真、61 頁に被害防除計画書、62 頁に土地利用計画図、63 頁に平面図、64 頁に立面図を添付しております。61 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置として、土留め工事を行う。被害防除措置の内容又は被害発生のおそれがない理由として、各隣接の土地とは土留めとしてブロックを設置するため土砂流出の被害のおそれはない。また国道敷きとは、ブロック並びに駐車スペースはコンクリート打設を行うため土砂流出のおそれはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼすおそれを生じさせないための措置として、建物の高さを加減する。高さ 5.58m 程度、被害防除措置の内容又は被害のない理由として、建築建物を平家建にして高さを加減しているため被害のおそれはない。北側から南側に傾斜する屋根を計画。北側に隣接しているのは住宅であり北側が約 5 m、南側が約 4 m の屋根勾配なので農地への日照については影響がありません。排水計画ですが、雨水排水は溜枡、汚水処理・生活雑排水は下水道処理となっています。工期は許可日から令和 3 年 5 月 8 日を予定しています。農地区分について、申請地は国道や宅地や河川に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員をお願いします。

1 4 番 2 番について、ここは 6 月の総会において、農振から除外されたところ。譲り受け人は 32 歳で、後継者として頑張っております。会

うたびに許可はまだかな、早く建てたいと、大変楽しみにしているようです。今は、時津から多以良まで通って、ミカン作りを主に頑張っております。よろしくお祈いします。

議 長 　　ただ今議案第 48 号の 2 番について説明がありました。  
　　これより質疑に入ります。  
　　皆さんから何かご意見等ございませんか。  
　　《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。  
　　《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
　　よって、議案第 48 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番については、許可相当といたします。

議 長 　　次に 3 番について説明をお願いします。

事務局 　　3 番を説明します。資料は 65 頁になります。物件の所在は、西海町横瀬郷字池ノ久保の畑 1 筆、378 m<sup>2</sup>で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。使用目的・移転の事由は議案書記載のとおりで「住宅建築」と「子供二人の成長に伴い手狭となってきたことから、このたび夫の実家の近くに自宅を新築し、子育ての面でも実家の協力を得たいと考えて本件の申請に至りました。」となっています。権利種別は所有権移転贈与となっています。木造瓦葺き平家建の住宅建築を予定しています。添付資料は、45 頁および 66 頁から 73 頁まで、66 頁に付近状況図、67 頁に現況写真、68 頁に字図、69 頁に航空写真、70 頁に被害防除計画書、71 頁に配置図、72 頁に平面図、73 頁に立面図を添付しております。70 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行なう最高 0.5m、最低 0 m、切土を行う最高 0.5m、最低 0 m、被害防除措置として擁壁を設ける。被害防除措置の内容又は被害発生の恐れがない理由として、現況のレベルで利用し、整地のみ行います。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水排水は水路放流、汚水処理・生活雑排水は合併浄化槽処理となっています。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、建物の高さを加減する。高さ 7.4 m 程度、被害防除措置の内容又は被害のおそれのない理由として、申請地の西側は市道であり、日照に問題はありません。北側日照に影響が出ないように建物を敷地内の南側に配置します。通風等に影響がな

いように平家建とし、建物の高さを加減します。工期は許可日から令和3年5月8日を予定しています。農地区分について、申請地は市道や宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長           それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

13番           3番について、現地は周辺を道路に囲まれており、他の農地に影響を及ぼすところはないと思います。よろしくお願いします。

議 長           ただ今議案第48号の3番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長           ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長           「異議なし」と認めます。  
よって、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」の3番については、許可相当といたします。

議 長           次に4番について説明をお願いします。

事務局          4番を説明します。資料は74頁になります。物件の所在は、西彼町伊ノ浦郷字雨池の畑1筆、328㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。使用目的・移転の事由は議案書記載のとおりで、「住宅」と「現在の自宅が手狭であるため、出身地である西彼町伊ノ浦地区に自宅を新築したい。」となっています。権利種別は所有権移転売買となっています。木造2階建の住宅建築を予定しています。添付資料は、45頁および75頁から83頁まで、45頁に位置図、75頁に付近状況図、76頁に現況写真、77頁に字図、78頁に航空写真、79頁に被害防除計画書、80頁に土地利用計画図、81頁に平面図、82頁に立面図、83頁に造成工事図を添付しております。79頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高1.35m、最低0.5m、切土を行う最高0.5m、最低0.5m。被害防除措置として、擁壁を設ける。被害防除措置の内容又は被害発生の恐れがない理由として、周辺農地より低くし、農地への雨水等の流出を防ぐ措置をすることで特段

被害を及ぼす恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置、被害防除措置の内容又は被害のない理由として隣接する宅地側に計画して、日照や通風を確保し、特段被害を及ぼす恐れがない。排水計画ですが、雨水排水は自然流下、汚水・生活雑排水は合併浄化槽処理となっています。工期は許可日から令和3年3月31を予定しています。農地区分について、申請地は宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

10番            4番について、先日地区担当の推進委員と現地の確認を行いました。この申請地は譲り受け人の自宅のすぐ横にあります。譲り渡し人の荒廃地を、売買によって購入し住宅を新築するものです。新築予定地の下側は、先ほど説明があったように、建物が密集しており、予定地の上のほうにはミカン畑が広がっております。この樹園地よりも、下のほうになるので、日照への悪影響とか、それから排水路も設置をされていまして、周辺の農地等への影響はないものと確認をしました。よろしくお願いします。

議 長            ただ今議案第48号の4番について説明がありました。  
                  これより質疑に入ります。  
                  皆さんから何かご意見等ございませんか。  
                  《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。  
                  《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。  
                  よって、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」の4番については、許可相当といたします。

議 長            次に議案第49号「西海農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。  
                  事務局より説明を求めます。

事務局           議案第49号西海農業振興地域整備計画の変更にかかる意見聴取について、資料は84頁になります。西海農業振興地域整備計画について、

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により意見を求められたので意見を求めます。今回は1件・1筆の申請となっています。改植事業に伴う編入分となります。

1番について説明します。資料は85頁からです。物件の所在は西海町太田和郷字名無塚の畑・1筆、計2,602㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、改植事業で、変更の事由は、議案書記載のとおりです。添付資料は、86頁から90頁までで、86頁に位置図、87頁に付近状況図、88頁に現況写真、89頁に字図、90頁に航空写真を添付しております。令和2年度果樹経営支援対策事業に係る編入となります。果樹経営支援事業を活用して改植予定であるが、農用地区域外であるため、要件を満たすよう、農用地区域への編入申請をおこなうものとなっております。当該申請地は従来より果樹栽培を行ってきた土地であり、周辺農用地への同意および被害防除措置は不要と考える。となっております。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

5 番            1番について、先日私と17番委員と地区担当の推進委員と、三人で現地を確認しました。申請者はミカンをいっぱいつくっていて息子さんも一生懸命頑張っているので何も問題ないと思います。ただ、スプリンクラーも立っているのに何でここだけ抜けているのかなと見ながら思いました。別に経営的には問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長            ただ今議案第49号の1番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。  
よって、議案第49号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の1番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長            次に議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局 資料は別冊の2頁をお願いします。議案第50号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

3頁は農用地利用集積計画集計表です。使用貸借権・賃借権設定(県公社借入分)7筆10,398㎡が計上されています。

4頁は県公社借入分で1者から賃貸借する1筆2,180㎡と2者から使用貸借する6筆8,218㎡、計3者、7筆、10,398㎡について計上されています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。新規分4筆、再契約分3筆の計7筆が今回の集積となっています。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 ただ今、議案第50号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議長 次に議案第51号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。本案は、19番委員本人が関係する事案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の5頁をお願いします。議案第51号農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に関する意見について 農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料は6頁から11頁までです。先ほど4頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地7筆に対して、県農業振興公社から「3者」に対し、賃貸借「6年」のもの1筆、使用貸借「5年」のもの6筆、計7筆に

ついて配分を行うものと、賃貸借「6年」のもの4筆、賃貸借「4年11ヶ月」のもの1筆、計5筆に再配分を行うもの、合計12筆、17,365㎡の各筆明細となっています。

今回の12筆は西海町川内郷の担い手の方に3筆、西彼町白崎郷の担い手の方に3筆、西彼町中山郷の担い手の方1名の方に1筆、計7筆の配分と、西彼町の担い手の方に4筆と西海町水浦郷の担い手の方に1筆、計5筆を再配分する内容となっています。8番から12番の再配分につきましては、残期間分の再配分となっております。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。7頁に12番の一部借り入れの内訳資料の航空写真、8頁から11頁に借り手の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議長            それでは補足説明をお願いします。

4番            1番から3番について、今まで借り手の知り合いの方が就農しておりましたが、都合により経営することができなくなり、数年管理をしてもらいたいと頼まれたものです。借り手の方は農業に熱心に取り組んでいる方なので、よろしくをお願いします。

6番            4番から6番について、先日11番委員と地区担当の推進委員と現地を見てきました。この方はミカンを熱心につくられており、再度借り受けたいということです。特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

12番           7番から11番について、借り手の方は市役所を、5年ほど前に退職されて、農業を専業で頑張っておられます。今の経営内容は、水田が2.3ヘクタール、それからアスパラが20アールです。今回借り受ける農地は、中山郷の消防倉庫の近くの基盤整備された水田地帯です。後継者不足で、年々耕作放棄地が増えてきているということもあって、何とか耕作放棄地を解消したいということで借り受けに至っております。借り受けた際は、麦か飼料作物か、まだ確定はしてないのですが、いずれかを耕作したいということです。よろしくお願ひいたします。

5番            12番について、先日会長と地区担当の推進委員と私と、借り手の方と現地の確認をしました。水浦の借り手の方がなぜ中浦の農地を借りるのか尋ねたところ、大島造船にベトナムの人が300人ほどいるのでベトナムの食材をつくって造船へ収めたいということで、その畑を借りたいとのことでした。一生懸命やっている方なので、何も問題な

と思います。よろしく申し上げます。

議 長 　ただ今、議案第 51 号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 51 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましても、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。  
ここで 19 番委員は入室・着席をお願いします。

議 長 　次に議案第 52 号「非農地通知の対象とする事の決定について」の通常分を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは資料の 12 頁をお願いします。議案第 52 号非農地通知の対象とする事の決定についてを説明します。今回は通常分 3 件・6 筆・3,871 m<sup>2</sup>について、審議を頂きたいと思います。

説明に入ります。資料 12 頁の通常分について、物件 1 番の 1 筆は西彼町鳥加郷の物件で資料は 13 頁から 17 頁です。申請者は西彼町八木原郷にお住いの方です。13 頁に位置図、14 頁に付近近況図、15 頁に対象地の現況写真、16 頁に字図、17 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないと判断しました。

物件 2 番から 5 番の 4 筆は大瀬戸町瀬戸檜浦郷・瀬戸板浦郷の物件で、資料は 13 頁および 18 頁から 25 頁です。申請者は長崎市にお住いの方で大瀬戸町瀬戸西濱郷に縁のある方です。13 頁に申請地位置図、18 頁に付近近況図、19 頁・20 頁に対象地の現況写真、21 頁から 23 頁に字図、24 頁・25 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、申請地 3 番・5 番以外は現場到達が困難な場所でした。それぞれ雑木等が茂り山林および原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないと判断しました。

物件 6 番の 1 筆は西彼町下岳郷の物件で資料は 13 頁および 26 頁か



ら 29 頁です。申請者は西彼町平原郷にお住いの方です。13 頁に位置図、26 頁に付近近況図、27 頁に対象地の現況写真、28 頁に字図、29 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないと判断しました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

2 番            1 番について、先日鳥加郷の進委委員と大串郷の推進委員と事務局と 4 人で、現地を見ました。航空写真が 17 頁に載っており、すでに山林化しています。15 頁の写真でわかりますように、イノシシ対策としてワイヤーメッシュで囲んでありますが、もうイノシシが入り放題です。所有者の方はここだけしか農地を持っておらず、今後農業をやる気持ちはないということでした。もう非農地としても仕方ないなと思いました。審議のほうよろしくお願いします。

7 番            2 番から 5 番について、先日地区担当の推進委員と二人で、現地を見て来ました。現地にたどり着くのも困難なところでした。どうにか確認はできましたが、周りもそうですが、全部原野化していて、農地として残すのは難しいだろうと判断をしました。農地からの除外はやむを得ないと思います。よろしくお願いします

1 1 番           6 番について、先日 6 番委員と地区担当の推進委員と確認してきました。この土地は以前から耕作されておらず、竹と雑草が茂っていました。今後も農地としての活用は難しいと思われるので、非農地としても問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長            ただ今、議案第 52 号の 1 番から 6 番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。

よって、議案第 52 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分の 1 番から 6 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で議案審議は終了しました。

議 長 次に報告事項に入ります。

議 長 次に、農地の転用事実に関する照会について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項の説明を行います。資料は 30 頁から 46 頁となります。まず農地の転用事実の照会について、申請物件の西彼町鳥加郷字松尾の畑、1 筆、185 m<sup>2</sup>について照会があり令和 2 年 9 月 11 日農業委員、農地利用最適化推進委員と確認を行い、9 月 18 日に非農地である旨回答を行いましたので報告するものです。添付資料として 30 頁に位置図、32 頁に付近近況図、33 頁に申請地の現況写真、34 頁に字図、35 頁に航空写真を添付しております。本件は畑から宅地へ地目変更申請を行った案件で、申請の通り非農地として回答いたしました。

次に 36 頁の申請物件の大瀬戸町雪浦下郷字山川の畑、計 2 筆、270 m<sup>2</sup>について照会があり令和 2 年 9 月 18 日農業委員、農地利用最適化推進委員と確認を行い、9 月 18 日に非農地である旨回答を行いましたので報告するものです。添付資料として 30 頁に位置図、37 頁に付近近況図、38 頁に申請地の現況写真、39 頁に字図、40 頁に航空写真を添付しております。本件は畑から境内地へ地目変更申請を行った案件で、申請の通り非農地として回答いたしました。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、農地の転用事実に関する照会について説明がありました。皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 次に、転用許可不要案件届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の 41 頁ページをお願いします。令和 2 年 10 月の農地転用許可不要案件届出になりますが、西彼町亀浦郷における農業用駐車場の分となります。本件は事後報告分となります。追加資料として被害防除計画書を本日配布しています。申請地は西彼町亀浦郷字西小干の畑、1 筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の

面積 34 m<sup>2</sup>を敷地として、平成 11 年 8 月から 9 月にかけて農業用車両 2 台分の駐車場として整備した案件について事後報告する内容となっています。

関係資料は 30 頁および 42 頁から 46 頁までで、30 頁に位置図、42 頁に付近近況図、43 頁に現況写真、44 頁に字図、45 頁に航空写真を添付しています。本日配布資料に被害防除計画書、46 頁に土地利用計画図を添付しています。配布資料にもどり申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、現状のまま利用するので被害の発生の恐れはありません。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として隣接農地への通路を確保する。被害防除の内容又は被害の恐れがない理由として、自己所有の土地に建物を建設するので、周囲には他人の土地等はないため被害の恐れはない。排水計画ですが、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、転用許可不要案件届出について説明がありました。  
　　皆さんから何かご意見等ございませんか。  
　　《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、ただ今報告があったとおり届出があったということでご承知おきください。

議 長 　　以上で全ての審議は終了しました。  
　　皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 　　ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 令和 2 年 1 1 月 2 5 日(水) 午後 3 時 3 0 分から  
場所 大瀬戸コミュニティーセンター 3 階会議室

これもちまして西海市農業委員会第 11 回総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

令和2年10月26日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人